

事務連絡
令和8年7月22日

各都道府県防災担当主管部（局） 御中
各都道府県衛生主管部（局）

内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（避難支援担当）付
厚生労働省医政局地域医療計画課

災害時における医療コンテナの運搬・設置・撤去に係る費用負担の考え方について

平素より防災行政・医療行政に御尽力・御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

災害時には被災者への支援が様々に行われますが、その一つとして医療コンテナを活用した支援も想定され、厚生労働省において、医療コンテナを効果的かつ円滑に活用するため、医療コンテナ運用ガイドライン（令和7年6月17日付事務連絡「医療コンテナ運用ガイドラインの活用について」）が公表され、この中で、大規模災害等が発生した場合に、医療コンテナを、避難所の救護施設、被災医療機関の代替施設、航空輸送拠点でのSCU等として用いるための、都道府県による具体的なオペレーションの方法について示しているところです。

また、災害救助法（昭和22年法律第118号）や災害救助事務取扱要領において、災害時の応急救助に係る費用のうち対象となる費用が定められています。

今般、災害時における医療コンテナの運搬、設置、撤去の一連の経費については、災害の被害の大きさや法令の適用状況等により異なるものの、災害救助法等による支援の対象となることが考えられることから、下記のとおり、その原則的な取扱いについて、お示いたします。

なお、下記に示す取扱いはあくまで原則的なものであり、個別事案の判断について疑義が生じたときは、医療コンテナについては厚生労働省に、災害救助法については内閣府に、それぞれお尋ねをいただけますようお願いいたします。

記

1 災害救助法が適用された地域の避難所（救護所）やその近隣に設置された場合

基本的に災害救助法の対象となることから、避難所等が設置されている間において、輸送費用（人件費、ガソリン代等）、設置費用、清掃費用、撤去費用は「避難所の設置」の項目に、医療コンテナで活動する医師・看護師等の人件費、交通費、宿泊費については「医療」の項目に、計上することが可能。

2-① 災害救助法が適用された地域の医療機関の駐車場等に、医療機関と関係なく設置・運用されている場合

1と同様、基本的に災害救助法の対象となることから、DMAT（災害派遣医療チーム）派遣が一段落するまでの間や保険診療が再開可能となるまでの間の、応急的な医療が提供される一定期間において、輸送費用、設置費用、清掃費用、撤去費用は「避難所の設置」の項目に、医療コンテナで活動する医師・看護師等の人件費、交通費、宿泊費については「医療」の項目に、計上することが可能。

2-② 災害救助法が適用された地域の医療機関の駐車場等に設置され、医療機関と一体的に運用されている場合又は仮設の診療施設として活用される場合

医療コンテナ関係費用のみならず、DMAT等の医師・看護師の人件費等も含め、災害救助法の医療は「応急的な医療」を想定していることから、医療コンテナを用いなかったとしても保険診療が実施可能と認められる場合は、当該医療コンテナでの診療は当該医療機関の仮設の診療施設での実施と考えられ（※1）、災害救助法による支弁の対象とはならない（※2）。

※1 医師・看護師等が当該医療機関とローテーションで勤務する等、一体的に運用されている場合を含む。

※2 医師・看護師等の交通費、宿泊費は対象となる。

3 災害救助法が適用されていない地域に設置・運用されている場合や、災害救助法による支弁の対象とならない場合

別途、個別に御相談ください。